

楽天、アマゾン、ヤフーを使い倒す! 攻めのマネー術

個人生活を刺激する流行情報誌

日経トレンドイ

TRENDY

楽^R天

amazon.co.jp

YAHOO!

APRIL 2013

4

底値買いの法則、ポイント獲得術... 買い物完全保存版!

楽天 アマゾン ヤフー を使い倒す!

知らないで損!
裏ワザ50連発

売れ筋商品の
実力と裏側

比べてわかった!
実はアマゾンは高い!?

iOS、アンドロイド、ウィンドウズ8...

失敗しないタブレット選び

激変! 回転寿司ウォーズ

攻めと守り のマネー大作戦!

円安&株高で見直す投資、買い物、旅行...

特別定価 580円
日経BP社

日経トレンドイ

No. 349 2013.4月号

楽天・アマゾン・ヤフーを使い倒す!

2013年3月4日発行・発売(毎月1回4日発行・発売) 通巻349号 昭和55年2月26日第三種郵便物認可
発行人 横野英之 編集長 渡辺政美
発行 日経BP社 ©2013 定価 日経BP社「マネー」 T-108-8646 東京都港区白金1-17-3

日経BP

効きめの速いロキソニン[®]Sには、

あまり知られていない事実が



あります。実は!!!

眠くなる成分*を含まないお薬

*鎮静成分等

なんです。



なるほどー!



〈医療用成分配合〉



1回1錠*で
良く効きます!
*成人(15歳以上)

頭痛・生理痛にロキソニン[®]S

第1類医薬品

この医薬品は、薬剤師から説明を受け、「使用上の注意」をよく読んでお使い下さい。アレルギー体質の方は、必ずご相談下さい。



本品についてのお問い合わせは【お客様相談室】 ☎電話 03-5205-8331
☐受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日を除く)

www.loxonin-s.jp

ロキソニンS

検索



モバイルサイトは
こちらから



第一三共ヘルスケア

雑誌 17101-04

特別定価580円 本体552円

大日本印刷株式会社 Printed in Japan



4910171010431
00552

親に相続の重要性を認識してもらうのが第一歩

右のチェックリストで2つ以上に当てはまるなら、相続税が発生する「危険度」がかなり高い。その場合、相続は将来誰にでも発生することを、親に認識してもらうことが重要だ。続いて資産の内容を「見える化」し、必要な手を打っておく必要がある。特に都市部では一般的な戸建て住宅やマンションだけで、相続税が発生することもある。自分の持ち家がある場合は、親が所有する宅地に対する評価減の特例対象外になるので、自分の家を賃貸に回して親の家に同居するなどの対策が求められる。

あなたは大丈夫？ 相続「危険度」 チェックリスト

- 親の資産を把握していない
- 親は中堅規模以上の企業の会社員か公務員だった
- 実家は持ち家(戸建てやマンションなど)である
- 実家の場所が東京23区またはその近辺
- 自分が持ち家である

2つ以上当てはまるならかなり危険

やることリスト

- ① 親に相続の話題を持ちかける
増税を機に相続の話題を持ちかける。「うちは関係ない」というケースが危ない。
- ② 親に主な資産をリスト化してもらう
事前に親の資産を「見える化」しておくことで、節税したり、実家の売却など不測の事態を防いだりできる可能性が高まる。
- ③ 架空名義の預金や証券がないか確かめる
親が勝手に子や孫の名義で預金しておく「名義預金」は、課税対象になるので注意。有価証券も同様。
- ④ 実家が持ち家の場合は評価額を確認
特に実家が東京23区やその周辺にある持ち家(戸建てやマンションなど)の場合、現預金が少なくても課税対象額が膨らむ可能性がある。

作戦 実家の不動産価値が高ければ同居も手



相続税が発生しやすいのは、実家が都市部で不動産価値が高い場合と、地方の公務員家庭で現金や有価証券が多い場合だ。配偶者と子2人が相続する前提だと、従来はゼロだった課税額が、改正後は100万円を大幅に上回る。ケース1の場合は、自分の家を賃貸に回して親と同居すれば、宅地評価額の8割を減額できる。ケース2は現金などの比率が高いので、生前贈与を活用するといふ。

課税対象になり得る「危ない」パターン

ケース1 実家が都市部で親は元サラリーマン
親は中堅規模以上の企業を定年退職。実家は東京23区かその周辺にある持ち家で、住宅ローンは退職金などで完済している。

不動産評価額 5000万円
+ 現金・有価証券 3000万円
相続財産 8000万円

課税対象は3200万円
↓
子の相続税は**175万円**
(1人当たり約88万円)

ケース2 親は地方在住の元公務員
親は地方在住で公務員として定年退職。実家は代々受け継いだ土地に建つ持ち家で、住宅ローンがないが完済している。

不動産評価額 1500万円
+ 現金・有価証券 6000万円
相続財産 7500万円

課税対象は2700万円
↓
子の相続税は**144万円**
(1人当たり72万円)

この場合に子に課される相続税額は、144万円になる。

相続税が他人事でなくなる一方で、親が相続の重要性を認識していないことも少なくない。「生前にきちんと話し合っておくべき」(相続に詳しい八木俊助税理士)。課税対象になることが判明したら、実家を売却せずに相続税を払う方法を見つけたら、節税したりするなどの手を打ちやすくなる。

例えば、現金の場合は生前贈与を活用したり、収益用の不動産を購入したりするなどの方法だ。また、年間10万円までの贈与であれば非課税になるので、毎年こつこつと贈与を続けられれば、10年間で1人当たり1100万円を移転できる。さらに今回の税制改正では、孫への教育資金であれば、3年間の時限措置として1500万円まで非課税となる見通しだ。

都市部で実家の評価額が高い場合は、早い段階から話し合っておけば、誰が不動産を相続するか、また売却するかなど、課題をクリアにできる。場合によっては、親と実家に同居しておくことで、宅地評価額の8割を減額できる特例を活用することもできる。こうした仕組みを利用するためにも、相続に関する話し合いは必須だ。

相続税の非課税枠が一気に4割減、大幅な増税に

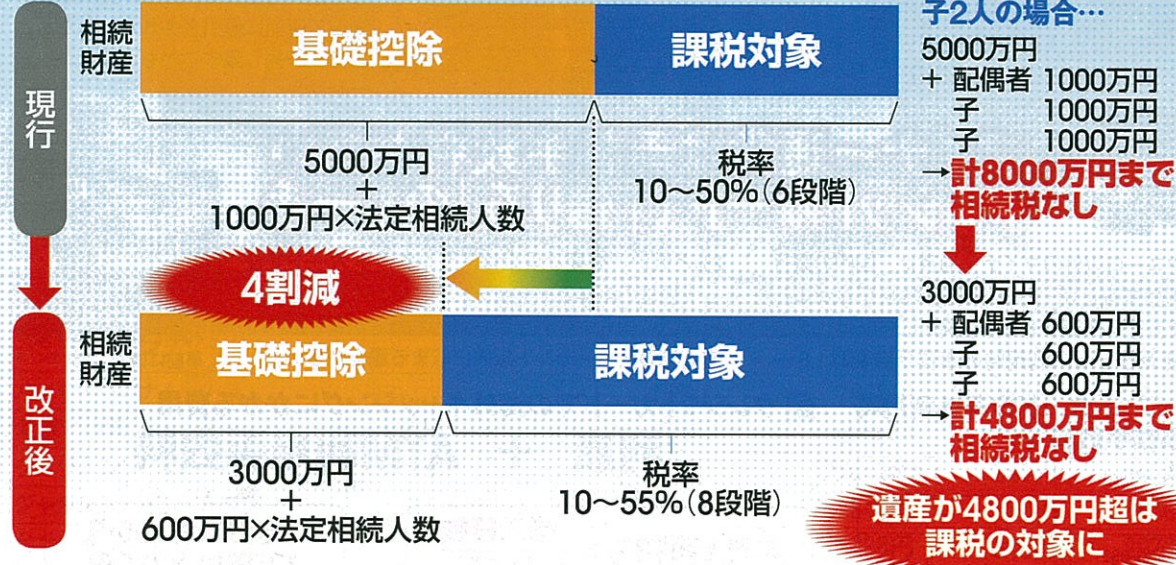
税制改正による相続税・贈与税の最大の変化は、相続税の基礎控除額が4割も縮小されること。現行の基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人数」だが、これが「3000万円+600万円×法定相続人数」に減る。相続するのが配偶者と子2人の場合、計8000万円だった控除額が4800万円にまで縮小される。この金額だと都市部では住宅だけで超えることもあるので、サラリーマン世帯にとっても相続税が現実問題として降りかかることになる。なお、相続税率は相続財産が2億円超の場合に増税され、最高55%になる。

贈与税については、孫や子への教育資金に限った特別枠が3年間の期間限定で設けられ、1500万円まで新たに非課税になる。ただし、用途は授業料などに限定され、金融機関が領収書を保管して使途をチェックするので注意が必要だ。

相続税・贈与税の主な改正点

- 相続時に課税されない基礎控除の金額が**4割減**
- 死亡保険金の非課税枠から**非同居の相続人を除外**
- 孫や子への教育資金贈与は**1500万円まで非課税(3年間)**
- 2億円超を相続する場合の相続税率が**最高55%**に

課税の対象が大幅に拡大



最高税率の引き上げは相続財産2億円以上に限定

	法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
変更なし	1000万円以下	10%	—
	1000万円超~3000万円	15%	50万円
	3000万円超~5000万円	20%	200万円
	5000万円超~1億円	30%	700万円
増税	1億円超~2億円	40%	1700万円
	2億円超~3億円	45%	2700万円
	3億円超~6億円	50%	4200万円
	6億円超	55%	7200万円

「相続税を払うのは富裕層だけ」。そんな時代が終わろうとしている。相続税が15年1月から増税の見通しとなり、一般のサラリーマン家庭にとってもかなりの確率で現実の問題として降りかかってくるからだ。

影響が大きいのは、相続税の非課税枠である基礎控除額が、4割も縮小されること。相続するのが配偶者と子2人なら、現行制度では相続財産が計8000万円まで課税されない。それが15年1月1日以降に相続すると、非課税枠は4800万円相当にまで縮小する。つまり今後は、相続財産が4800万円を超えると課税されるわけだ。

この4800万円というボーダーラインは、サラリーマン世帯にとって決して他人事ではない。例えば、親が東京周辺など地価が高いエリアの持ち家に住んでいるケース。不動産評価額が4800万円を超えれば、資産が家だとしても相続税が発生する。

自宅の不動産評価額が5000万円と仮定しよう。「中堅規模以上の企業を定年退職していれば、ローンを完済して退職金を受け取り、数千円の金融資産がある」とみていい(相続に詳しい石渡正明税理士)。仮に計8000万円相当の相続財産があり、配偶者と子2人が相続する場合は、子に175万円が課される計算になる。

親が都市部に住んでいるケースだけではない。実家が地方にあって不動産評価額が低くても、親が公務員の場合は預貯金が多い。生活コストの低さと堅実なライフスタイルに加えて、退職金や年金が手厚いので、定年退職後も金融資産が目減りにくいからだ。

「定年退職後の公務員なら、預貯金や有価証券だけで5000万円を超えるケースは少なくない。不動産を含めると1億円に達することもある」(石渡氏)。親の持ち家の不動産評価額が1500万円程度であっても、現金や有価証券で6000万円分を持っていれば、相続財産は7500万円に達する。



もはや相続は富裕層だけのものではない 大幅増税で誰もが「相続予備軍」の時代に

注) ケース1、2の相続財産の内容と金額は一般的なケースを想定。相続税額は、いずれも配偶者と子2人が相続し、子は親と同居せず持ち家である前提。配偶者控除により、相続税は子2人へのみ発生する。相続税額は課税価格全体に占める各人の課税価格の割合から計算